

ポリシー実装状況のご報告

□社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
□IP事業部 奥谷泉

JPOPMでコンセンサスが得られ、 実装に向けて対応が必要な提案

JPOPM10 (2006/07)	WHOISの情報登録ルールの変更について
JPOPM11 (2006/12)	lame delegation 改善に関するポリシーの実装案
JPOPM11 (2006/12)	JPNICによるIPv6 PIアドレスの分配について
JPOPM11 (2006/12)	歴史的経緯を持つIPアドレスの割当先明確化について

WHOISの情報登録ルールの変更について

- 提案要素4点のうち、コンセンサスが得られたものは以下2点：
 1. 指定事業者間で共有する連絡先の提供
 2. 個人ユーザへの割り当てにおける組織名の登録見直し

WHOISの情報登録ルールの変更について (1)

□ 提案内容

- WHOISとは別に、トラブル対応や顧客に関する問い合わせ対応のため、指定事業者間のみで共有/参照する連絡先情報の提供

□ 実装に向けての対応状況

- パスワード付のWebページ等の実装方法を検討中
- 2007年8月以降連絡先収集開始、次回JPOPMまでに実装報告予定

WHOISの情報登録ルールの変更について(2)

□ 提案内容

- 個人情報保護のため、個人ユーザに対する割り当てに対しては組織名の項目に氏名に代わる任意の文字列の登録を認める

□ 実装に向けての対応状況

- 以下の観点で継続検討中
 1. 個人名を登録しないことに対する責任の明確化
 2. 割り当ての適切性を確認する手段
 3. 個人ユーザに対する組織名登録免除の判断根拠
- 次回のJPOPMまでには結論をご報告予定

lame delegation 改善に関するポリシー の実装案

□ 提案内容

- JPNICデータベースに登録されている機能しない逆引きDNSについては以下の対応を行なう
 - 当該ネットワーク情報の技術連絡担当者へ一定期間通知
 - JPNICからの逆引きゾーンの委譲を停止する
 - WHOIS等の当該サーバ情報にLAMEと表示

□ 実装に向けての対応状況

- 文書群の改定作業
- 指定事業者へのヒヤリング
 - ユーザ対応のため一定期間を置いたうえでの実装のご要望を受けており、2007年10月以降で実装検討中

JPNICによるIPv6 PIアドレス の分配について

□ 提案内容

- マルチホームを行っているネットワークへIPv6におけるPIアドレスの分配を実施する

□ 実装に向けての対応状況

- IPv4PIサービス、PAサービスとの整合性を検討したうえでのサービス内容の整理
- 規則の整備、その他文書の見直し
- 2007年9月頃サービス提供開始予定

歴史的経緯を持つIPアドレスの割当先明 確化について

- 発表「歴史的経緯を持つPIアドレスの割り当て先明
確化に関する取り組みの進捗報告」にて別途説明

APOPMでコンセンサスが得られ、 JPNICでも実装が求められる提案

APNIC21 (2007/03)	4バイトAS番号の分配 ➤ APNICは2007年1月、JPNICは2007年3月より分配開始済
APNIC20 (2005/09)	IPv6における追加割り振り申請時の利用率変更 ➤ HD-ratioを0.8→0.94へ変更 ➤ APNICでは2007年3月より施行済 ➤ JPNICはIPv6 PI実装と共に次回ドキュメント改定時に反映
APNIC22 (2006/09)	IPv6におけるデフォルト割り当てサイズの撤廃 ➤ /64～/48の間でLIRが任意のサイズを割り当て可能 ➤ IPv6 PIの実装とともに次回のドキュメント改定時に反映

Q&A



IPv6における初回割り振り基準見直し について

- 社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
- IP事業部 奥谷泉

この発表の目的

- IPv6の初期割り振り基準を見直す提案としてprop-043(提案者: Jordi Palet Martinez)がAPNIC23で議論され、継続議論となっている
- APNIC24に向けてJPNICとしてのスタンスを検討するにあたり、国内のコミュニティの意見を確認したい

prop-043の背景

□ 現在の初回割り振り要件のうち、d)が本来対象者として想定した組織にとっても申請の障壁となっていると言われている

- a. IP指定事業者であること
- b. エンドサイトでないこと
- c. /48を割り当てた組織に対し、IPv6の接続性を提供する計画があり、その経路広告を、割り振られたアドレス一つに集成して行うこと
- d. **2年以内に最低でも200の/48の割り当てを行う計画があること**

□ APNIC23にて提案が行われたが支持が得られず、
継続議論

➤ 実際の申請者からの具体的例が確認できないことが理由

prop-043の内容

- 計画とはいえ、一定の割り当て数の計画を求めていることが障壁となっている

- これを取り除くために要件d)を以下に置き換える
 - 現在の要件:2年以内に最低でも200の/48の割り当てを行う計画があること
 - 提案要件:2年以内にIPv6サービスを提供する計画があること

- IPv6サービスを提供する予定さえあれば、具体的な割り当て数は求めない

その他RIRの状況

ARIN	be an existing, <u>known ISP in the ARIN region or</u> have a plan for making at least 200 /48 assignments to other organizations within <u>five years.</u>	2004年12月～撤廃済
LACNIC	<p>c) <u>Document a detailed plan for the services</u> and IPv6 connectivity to be offered to other organizations (clients)</p> <p>d) Announce a single block in the Internet inter-domain routing system, aggregating the total IPv6 address allocation received, <u>within a period not longer than 12 months.</u></p> <p>e) <u>Offer IPv6 services to clients</u> physically located within the region covered by LACNIC <u>within a period not longer than 24 months.</u></p>	2003年12月～撤廃済
RIPE NCC	<u>have a plan for making sub-allocations to other organisations</u> and/or End Site assignments within two years.	撤廃の方向で議論中 WGチェアの判断待ち
AfrINIC	<p>c) <u>show a detailed plan</u> to provide IPv6 connectivity to organizations in the AfrINIC region.</p> <p>d) <u>show a reasonable plan</u> for making /48 IPv6 assignments to end sites in the AfrINIC region within twelve months. <u>The LIR should also plan to announce the allocation</u> as a single aggregated block in the inter-domain routing system <u>within twelve months.</u></p>	2004年3月～ポリシー 施行時より撤廃した基準を適用

Q&A

本提案についてご意見がありましたらお聞かせください

